

機関番号：13101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2010

課題番号：19530054

研究課題名（和文） 裁判員裁判における立証活動の理論的・実証的研究

研究課題名（英文） The theoretical and practical research in the verification activity at the SAIBANIN trial.

研究代表者

鯨越 溢弘（NAMAZUGOSHI ITSUHIRO）

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：80037085

研究成果の概要（和文）：

本研究は、平成 21 年 5 月 21 日以降に我が国において実施されることとなった裁判員裁判における立証活動の理論的・実証的な研究を目的とするものであるが、その研究の成果は、研究論文の発表、講演会の講師としての講演、実際の裁判員裁判の弁護活動の中で示された。

研究成果の概要（英文）：

This project has the aim to research the theory and practice in the verification at the SAIBANIN trial which start on 21st May 2009. The fruit of this project is demonstrated in the papers, lecture related this project and the practice as the defense lawyer.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：裁判員裁判・公判前整理手続・立証活動・証拠法

1. 研究開始当初の背景

我が国の刑事司法への国民参加については、昭和 18 年に陪審法が停止されて以降、その実現が待望されてきたが、司法制度改革意見書において刑事司法制度改革の目玉として裁判員裁判の導入が提言され、平成 16 年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法という）が制定された。そして、5 年の準備期間を経て、平成 21 年 5 月 21 日以降に起訴された事件を対象に実施されることとなった。裁判員裁判は、公判前整理手続を必ず実施する必要があるために、全国最初の裁判員裁判が東京地方裁判所で行われたのは、平成 21 年 5 月 21 日であった。

職業裁判官と裁判員が裁判所を構成する裁判では、立証活動に大きな変化が生じることが予想されること及び実施後 3 年でその見直しが予定されていることから、裁判員裁判の立証活動について、理論的・実証的な研究を行う必要があった。

特に、裁判員裁判は、公判前整理手続において、争点の整理、証拠の厳選等を行い、公判は集中審理で行われるのが、裁判員法の規定及び実務の要請であるために、裁判員裁判における理論的・実践的な研究を行う場合には、捜査手続 起訴 公判前整理手続 公判のすべての段階での理論的・実証的な研究を行う必要があった。

2. 研究の目的

上記の背景の下で、裁判員裁判に特有の立証活動のありかたについて、裁判員裁判の実施以降に生じる問題点を析出して、その解決方法を提示することが研究の目的であった。本研究においては、公判手続における立証活動のみならず、捜査・起訴・公判前整理手続の問題点についても研究することとした。というのは、既に述べた如く、裁判員裁判の公判は集中審理方式で行われるのが通常の方法であるために、捜査段階での警察・検察の証拠収集活動及び弁護人の証拠収集活動が重要であり、更に、起訴後は、公判前整理手続において、訴因の特定の問題や証拠開示、検察官の証明予定事実記載書の提出を受けて、弁護人の主張予定事実や証拠の整理を行う必要がある。従って、本研究は、捜査・訴追・公判前整理手続は、公判における立証活動のための重要な前提であり、捜査・訴追・公判前整理手続についても検討・分析の対象とする。それを通じて、それぞれの手続の問題点を析出して、解決策について理論的・実証的な観点から提言することを目的とする。

3. 研究の方法

裁判員制度が、陪審制度と参審制度の性格を混在させる制度であることから、イギリス・ドイツ・フランスの立証活動及び証拠法の運用について、海外調査を含めて情報収集を行うこと、研究協力者からの助言を受けること、

実際に行われる模擬裁判員裁判の弁護人として参加すること、裁判員裁判実施後には、裁判員裁判対象事件の弁護人として活動することを通じて、現実の問題点を把握することで、本研究の目的を達成することとした。研究の目的で述べた如く、本研究は、その対象範囲が広いために、研究代表者のみでは、その遂行が困難であることが予想されたために、国内外の研究者・実務家に研究への協力を依頼し、情報の提供・助言を仰ぐこととした。国内の研究者としては、これまでも、種々の研究を共同で行ったことから協力を快諾してくれた熊本大学の平田元教授・稲田隆司教授、駒沢大学の松本英俊教授、久留米大学の吉弘光男教授らに協力を要請した。また、研究代表者は、平成14年以降は日弁連司法制度改革調査室の顧問を務めて以降、日弁連の裁判員制度実現本部委員・同裁判員制度実施本部委員を務めたことから、全国の情報も日弁連を通じて入手することとした。海外については、新潟大学法学部は、イギリスのブリストル大学及び法曹学院(Inns of Court School of Law)と、ドイツについては、ミュンスター大学との交流協定を締結し、人的交流を深めてきたことから、必要な情報を入手できるのみならず、裁判所訪問等の必要

な手配を依頼することが可能であった。また、ロンドン大学LSEは、研究代表者がかつて留学した経験があることから、M・ザンダー教授の後任者にも会うこととした。そこで、これらの大学及び司法機関を訪問して、研究者と面会して意見交換を行う他に、関連施設を訪問して実務家との意見交換を行い、理論的・実証的な研究のための示唆を得ることとした。

更に、研究代表者は、平成16年4月1日に弁護士登録が承認され、新潟県弁護士会会員となったことから、新潟県の法曹三者が実施する模擬裁判員裁判に参加する他、裁判員裁判実施以降は、裁判員対象事件の弁護人として実際の弁護活動を体験することを通じて、裁判員裁判における立証活動の問題点を発見し、その解決方法について提言を行うこととした。

4. 研究成果

上記の研究方法に従い、平成19年9月には、研究協力者である平田元教授・稲田隆司教授・吉弘光男教授・松本英俊教授・我妻広助教(事業創造大学)の参加を得て、研究会を実施し、本研究の実実施計画についての協議を行った。また、日弁連の各種会議・研修会に参加して情報収集を行った。海外については、平成20年にイギリスのブリストル大学及びブリストル刑事法院・ブリストル治安判事裁判所を訪問し、研究者及び実務家との情報交換や意見交換を行った。また、平成22年には、ドイツのミュンスター大学及び裁判所を訪問し、情報収集及び意見交換を行い、イギリスでは、ブリストル大学、ロンドン大学、ブリストル刑事法院を訪問し、研究者及び裁判官を始めとする法曹と会い意見交換を行った。ブリストル刑事法院では、高等法院裁判官と意見交換を行った。イギリスの滞在中は、新潟地方裁判所の森判事(当時)と行動を共にした。以上のような活動を通じて得た研究成果は、大きく分けて3点ある。第1は、研究論文等の発表であり、第2は、研究成果を広く国民に知らせ意見を徴するための講演会活動であり、第3は、裁判員裁判における弁護活動に実際に生かすことである。

第1については、下記に記載の通り多くの論文等をその成果として公表した。

第2については、新潟大学法学部市民公開講座(平成22年度)他の講演会において講師を務めた。第3については、平成20年6月に新潟地方裁判所において実施された殺人未遂事件(谷川一事件)の模擬裁判員裁判に弁護人役を務めた。また、平成21年には、新潟地方裁判所における裁判員裁判第1号事件を連日傍聴して、NHK新潟支局のニュースで裁判員裁判についてのコメントを行っ

た。平成 21 年 10 月から平成 22 年 10 月にかけて覚せい剤密輸事件の主任弁護人を務めた。また、新潟地方裁判所・新潟地方検察庁・新潟県弁護士会の法曹三者で行う「裁判員裁判準備会」及び「刑事裁判協議会」の議論に参加し、研究者の視点から意見を述べた。この会議での議論の結果として、新潟地方裁判所における裁判員裁判の実務の原型がほぼ固まったが、その特徴を示すと、国選弁護人が付される事件においては、主任弁護人が申請すれば、2～3名の弁護人が選任されることとなった。自白事件の場合には、裁判員（補充裁判員）の選定手続は、公判期日の初日に行われるが、公判審理が長期間に及ぶことが予想される場合には、裁判員（補充裁判員を含む）の選定手続を公判期日の1週間程度前に行う方法が採用された。自白事件の場合の公判日数は3～4日で行うことが定着した。公判前整理手続終了後には、保釈が許されるようになったことがあげられる。

残された問題点としては、公判前整理手続の長期化によって、起訴後結審するまでに時間が掛かりすぎて、未済事件が滞留していること、公判前整理手続における検察官の証明予定事実の内容を公判において変更できるのか、検察官の請求する統合捜査報告書に弁護人が不同意とした場合の証拠能力、直接証拠が存在せずに間接証拠で罪体を立証する場合の証拠の関連性と証拠能力、間接証拠と悪性格の証拠能力、本件と関係ない被告人の過去の行動についての立証の許否、共謀共同正犯の訴因の特定及び立証方法、被疑者・被告人が外国人である場合の通訳の正確性の確保、証言拒否と不同意とされた供述調書の証拠能力、被害者が参加する場合の立証活動の方法、公判前整理手続に代わる打合期日での訴訟活動の限界等があり、これらの点については、更に、理論的・実証的な検討が尚必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文等](計4件)

鯨越溢弘、「犯罪被害者と刑事司法制度 - 犯罪被害者の訴訟参加と私人訴追主義」『犯罪と刑罰』、第19号、2009、33頁～49頁

鯨越溢弘、「裁判員制度の意義と今後の課題」、『部落解放』、591号

鯨越溢弘、「裁判員裁判の光と影」、『新潟弁護士会会誌』、第34号

鯨越溢弘、「裁判員制度の現状と課題 - 共謀共同正犯事件の立証方法の問題点」、『大分大学経済論集』、第62巻5・6号合併号、2011、1頁～29頁

[学会発表](計1件)

「私人訴追主義と被害者」
刑法学会九州部会第100会大会
(平成20年3月15日・西南学院大学)

[図書](計2件)

生野正剛・二宮孝富・緒方直人・南方曉編『変貌する家族と現代家族法(有地亨先生追悼論文集)』法律文化社(平成21年)において、鯨越溢弘「イギリスの少年司法の変遷」(96頁～117頁)を執筆分担した。

村井敏邦・川崎英明・白取裕司編『刑事司法改革と刑事訴訟法・上巻』成文堂(平成19年)において、鯨越溢弘「第4講 刑事司法と市民参加」(97頁～122頁)を執筆分担した。

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

[書評]

鯨越溢弘「書評・後藤昭監修『裁判員時代の法廷用語』」、『法学セミナー』2008年12月号(平成20年)125頁

鯨越溢弘・我妻広「書評・カティエ・ピヴァレオリピエ・シロンニ著『ある日、あなたが裁判員になったら - フランス重罪院のしくみ』」、『自由と正義』58巻(平成19年)

[判例評釈]

鯨越溢弘「公訴権濫用」別冊 Jurist No.203『刑事訴訟法判例百選[9版]』88頁～89頁

[座談会・対談]

鯨越溢弘・中山武敏「狭山再審 勝利の年に - (1)(2)」『解放新聞』2501号 (10 頁 ~ 11 頁) 『解放新聞』2502号 (4 頁 ~ 5 頁) 平成 23 年

中山博之 (司会) 鯨越溢弘・岡田悦典・村木一郎・鈴木一郎・坂根真也「座談会 - 公判前整理手続を総括する」季刊刑事弁護 No . 60 (平成 21 年) 66 頁 ~ 84 頁

[講演・報告]

鯨越溢弘「報告・冤罪と刑事司法改革」『部落解放 (増刊号)』第 642 号 (平成 23 年) 174 頁 ~ 179 頁

鯨越溢弘「第 23 回研究者集会・パネルディスカッション『裁判員制度を巡って』」東日本部落解放研究所『明日を開く』(平成 21 年) 6 頁 ~ 49 頁

鯨越溢弘「講演・裁判員裁判と公平な裁判」『部落解放』608 号 (平成 21 年) 12 頁 ~ 24 頁

[紹介]

鯨越溢弘「法整備支援シンポジウムに参加して」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News』(平成 21 年) 20 頁

鯨越溢弘「国民主権と刑事司法制度」(財) 滋賀県人権センター『人権』(平成 21 年) 11 頁 ~ 17 頁

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

鯨越 溢弘 (NAMAZUGOSHI ITSUHIRO)
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号 : 80037085

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :